

【電子的診療情報連携体制整備加算】

○オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて、電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算

○厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った際に算定できる加算

1. オンライン請求を行っている
2. オンライン資格確認を行う体制を有している
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有している
4. 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っている
5. マイナンバー保険証使用率（30%以上）
6. マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っている
7. マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している。

当院では、医療のDXを推進し、質の高い医療の提供に努めていきます。

●当院では、患者様へのより質の高い医療提供および職員の処遇改善を目的として、厚生労働省による「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」を算定しております。

本加算により取得した収入は、当院に勤務する看護師、その他医療従事者の賃金の改善に活用いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

●当院の明細書発行体制について：当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や、行われた検査・処置の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

匿名加工情報の作成と提供に関する公表

医療法人社団あいの里内科ファミリークリニック

院長 岸野 宏貴

当院は、医療の質向上、学術研究及び、公衆衛生の向上に役立つ取り組みの一環として、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)に基づき、匿名加工情報(個人情報保護法が定める適正な措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。)を作成し、第三者への提供を行っています。

「当院が作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目」及び「第三者提供をする匿名加工情報に関する事項」は以下のとおりです。

1 当院が作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- 性別、年齢
- 医用画像
- 問診情報、臨床所見、検査結果(医療機器処理上の内部データを含みます。)その他クラウド上に記載された所見・診断結果等

*氏名、住所、電話番号、保険者番号などの個人情報は一切含みません。

2 第三者提供をする匿名加工情報に関する事項

(1) 第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- 性別、年齢
- 医用画像
- 問診情報、臨床所見、検査結果(医療機器処理上の内部データを含みます。)その他クラウド上に記載された所見・診断結果等 *氏名、住所、電話番号、保険者番号などの個人情報は一切含みません。

(2) 匿名加工情報の提供方法

- 認証、認可等の機能を有し、通信経路が暗号化されているファイルストレージにより送付

以上